

○京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例

(平成 8 年 3 月 29 日 条例第 23 号)

改正	平成 8 年 12 月 25 日 条例第 24 号	平成 9 年 12 月 25 日 条例第 1 号
	平成 10 年 12 月 25 日 条例第 2 号	平成 11 年 12 月 24 日 条例第 2 号
	平成 12 年 12 月 25 日 条例第 2 号	平成 13 年 12 月 25 日 条例第 1 号
	平成 14 年 7 月 10 日 条例第 4 号	平成 14 年 12 月 26 日 条例第 6 号
	平成 15 年 11 月 28 日 条例第 1 号	平成 16 年 12 月 15 日 条例第 2 号
	平成 17 年 11 月 28 日 条例第 4 号	平成 18 年 3 月 22 日 条例第 1 号
	平成 19 年 12 月 25 日 条例第 3 号	平成 20 年 3 月 10 日 条例第 1 号
	平成 21 年 5 月 1 日 条例第 2 号	平成 21 年 5 月 29 日 条例第 3 号
	平成 21 年 11 月 30 日 条例第 4 号	平成 22 年 3 月 1 日 条例第 1 号
	平成 22 年 6 月 30 日 条例第 3 号	平成 22 年 11 月 25 日 条例第 6 号
	平成 23 年 11 月 28 日 条例第 1 号	平成 26 年 12 月 19 日 条例第 2 号
	平成 28 年 2 月 26 日 条例第 1 号	平成 28 年 3 月 23 日 条例第 3 号
	平成 28 年 12 月 21 日 条例第 4 号	平成 29 年 12 月 25 日 条例第 1 号
	平成 30 年 12 月 21 日 条例第 1 号	令和元年 12 月 23 日 条例第 1 号
	令和 2 年 2 月 19 日 条例第 2 号	令和 2 年 11 月 27 日 条例第 3 号
	令和 4 年 3 月 30 日 条例第 2 号	令和 4 年 12 月 19 日 条例第 3 号
	令和 5 年 2 月 27 日 条例第 2 号	令和 5 年 12 月 18 日 条例第 6 号
	令和 6 年 12 月 19 日 条例第 2 号	令和 7 年 2 月 21 日 条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 この条例において「職員」とは、法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員をいう。

(平 28 条例 3 ・ 一部改正)

(給料)

第 2 条 給料は、京都府自治会館管理組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 8 年京都府自治会館管理組合条例第 14 号。以下「勤務時間条例」とい

う。) 第2条第1項及び第2項に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。

(平18条例1・一部改正)

(給料表)

第3条 給料表は、別表第1のとおりとする。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2のとおりとする。

3 管理者は、職員の職を第1項の給料表に定める職務の級のいずれかに格付し、その給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(平28条例3・一部改正)

(初任給、昇格、降格の基準)

第4条 新たに職員として任用する場合の初任給の基準並びに昇格(職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。)及び降格(職員の職務の級をその下位の級に変更することをいう。)の基準については、規則で定める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第4条の2 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職

員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額、第3条及び前条並びに次条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

(平14条例4・追加、平20条例1・令5条例2・一部改正)

(昇給の基準)

第5条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日前1年間に於けるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳以上の職員のうち規則で定める年齢に達した日以降の直近の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

(平18条例1・全改・令7条例1・一部改正)

(給料の支給方法等)

第6条 給料は、毎月1回、その月の日のうち規則で定める日に、その月の月額の全額を支給する。ただし、管理者が特に必要と認める場合には、月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、職員が、その者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため、給与の支払を請求した場合には、前項の支給日前においても速やかにその日までの給与を支給しなければならない。

- 3 新たに職員となった者及び新たに給料の支給を受ける事由の生じた職員には、その日から給料を支給し、昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員になった場合には、その日の翌日から給料を支給する。
- 4 職員が離職した場合には、その日まで給料を支給する。
- 5 職員が死亡した場合には、その月まで給料を支給する。
- 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合であつて、月若しくは第1項ただし書きに規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務を要しない日（以下「週休日」という。）の目数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（手当の種類）

第7条 職員には、給料のほかに、次の各号に掲げる手当を支給する。

- (1) 扶養手当
- (2) 地域手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 時間外勤務手当
- (6) 管理職員特別勤務手当
- (7) 夜間勤務手当
- (8) 休日勤務手当
- (9) 管理職手当
- (10) 期末手当
- (11) 勤勉手当

（平18条例1・一部改正）

（扶養手当）

第8条 扶養手当の支給対象者、支給額並びに支給方法等の必要な事項については、

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）中扶養手当の支給に関する規定の例による。

（地域手当）

第9条 地域手当は、一般職の職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の8を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は規則で定める。

（平18条例1・令7条例1・一部改正）

（住居手当）

第10条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（平21条例4・全改、令元条例1・一部改正）

（通勤手当）

第11条 通勤手当の支給額、支給基準並びに支給方法等必要な事項については、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）中通勤手当の支給に関する規定の例による。

(時間外勤務手当)

第12条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第15条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、管理者が定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を

含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

7 前6項に定めるもののほか、時間外勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(平14条例4・平20条例1・平21条例2・平22条例1・平22条例3・平22条例6・令5条例2・一部改正)

(管理職員特別勤務手当)

第13条 第16条第1項の規定により規則で指定する職にある職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法に基づく休日等」という。)若しくは12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)(同項の規定により代休日を指定されて、当該休日に

割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(平26条例2・令和4条例3・令7条例1・一部改正)

(夜間勤務手当)

第14条 夜間勤務手当は、職員が正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたとき、その間に勤務した全時間に対して支給する。

2 夜間勤務手当の額は、前項の勤務1時間について、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25とする。

3 前2項に定めるもののほか、夜間勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(休日勤務手当)

第15条 休日勤務手当は、職員が祝日法に基づく休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられたとき、正規の勤務時間中

に勤務した全時間に対して支給する。

- 2 休日勤務手当の額は、前項の勤務 1 時間について、第21条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、休日勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理職手当)

第 1 6 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある者に、その職務の特殊性に基づいて支給する。

- 2 管理職手当の月額、給料月額の100分の25の範囲内で規則で定める。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(期末手当)

第 1 7 条 期末手当は、6 月 1 日及び12月 1 日（以下この条から第17条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第17条の 3 第 1 項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第23条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（管理職員のうち規則で定める者にあつては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100分の100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の65
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60
- (4) 3 箇月未満 100分の30

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中

「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 105」とあるのは「100 分の 60」とする。

- 4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額。次項及び第18条第 3 項において同じ。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 職員のうちその職務の級が 3 級以上の職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。
- 6 第 2 項に規定する在職期間の算定並びにその他期末手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（平 9 条例 1 ・平11条例 2 ・平12条例 2 ・平13条例 1 ・平14条例 4 ・平14条例 6 ・平15条例 1 ・平18条例 1 ・平20条例 1 ・平21条例 4 ・平22条例 6 ・平29条例 1 ・平30条例 1 ・令 2 条例 3 ・令 4 条例 2 ・令 5 条例 2 ・令 5 条例 6 ・令 6 条例 2 ・一部改正）

（期末手当の支給制限）

第 1 7 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第 4 項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

（平9条例1・追加・令4条例2・令7条例1・一部改正）

（期末手当の支給の一時差止め）

第17条の3 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。一時差止処分を取り消す場合も、同様とする。

3 前項の規定による通知をする場合において、当該通知を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を京都府自治会館掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該通知を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 管理者は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（平9条例1・追加、平28条例1・令7条例1・一部改正）

（勤勉手当）

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の

期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（第17条第2項の規則で定める職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（第17条第2項の規則で定める職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第17条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第18条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは「第18条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第18条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第18条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

6 その他勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(平9条例1・平12条例2・平14条例4・平14条例6・平17条例4・平18条例1・平19条例3・平21条例4・平22条例6・平26条例2・平28条例3・平28条例4・平29条例1・平30条例1・令元条例1・令4条例2・令和4条例3・令5条例2・令5条例6・令6条例2・一部改正)

(育児休業をしている職員に対する期末手当等の支給)

第18条の2 第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業法第2条第1項の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(平11条例2・追加、平14条例6・平20条例1・一部改正)

(特定の職員についての適用除外)

第19条 第12条、第14条及び第15条の規定は、管理職員には、適用しない。

2 第8条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。

(平14条例4・令5条例2・令7条例1・一部改正)

(給与の減額)

第20条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、次に掲げる日又は期間を除き、その勤務しない1時間について、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- (1) 祝日法に基づく休日等及び年末年始の休日等の場合には、その日
- (2) 勤務時間条例第8条の3第1項の規定により指定された時間、同条例第12条に規定する年次休暇、同条例第13条に規定する病気休暇及び同条例第14条に規定する特別休暇の場合には、その期間
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、職員に支給すべき給与の額から減額しないことについて正当な事由があるものとして管理者が認めた場合には、その期間

(平22条例1・平22条例3・一部改正)

(勤務1時間当たりの給与額)

第21条 この条例に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、1年間における勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

（平18条例1・令7条例1・一部改正）

（会計年度任用職員の給与）

第22条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

（令2条例2・全改）

（休職者の給与）

第23条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となり休職にされ

たときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、その原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 第2項、第3項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第17条第1項の規定により規則で定める日に、第2項、第3項又は前項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第17条の2及び第17条の3の規定を準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは、「第23条第6項」と読み替えるものとする。

(平9条例1・平18条例1・令4条例2・一部改正)

(給与の口座振込み)

第24条 給与は、職員から申出があるときは、その者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平13条例1・旧附則・一部改正、平14条例6・旧附則第1項・一部改正、平21条例3・旧附則・一部改正、平22条例6・一部改正、令5条例2・一部改正)

2 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級及び受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には、適用しない。

- (1) 臨時的に採用される職員その他に法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 京都府自治会館管理組合職員の定年等に関する条例（令和5年京都府自治会館管理組合条例第1号。以下「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項に規定する異動期間（第9条第1項又は第2項に規定により延長された期間を含む。）を延長された地方公務員法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
 - (3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 4 地方公務員法28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第4項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第17条第5項（第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成8年12月25日条例第24号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成9年12月25日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。ただし、第17条（「100分の50」を「100分の55」に改める部分を除く。）、第17条の2、第17条の3、第18条並びに第23条改正規定は平成10年1月1日から施行する。
（給与の内払）

- 2 この条例による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成10年12月25日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。ただし、第5条の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

（給与の内払）

- 2 この条例による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成11年12月24日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第18条の次に1条を加える改正規定 平成12年1月1日

(2) 第2条の規定 平成12年4月1日

（期末手当の額の特例）

- 2 平成11年12月10日において改正前の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第17条の規定により支給された者の期末手当の額が改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第17条によりその者が同日に支給されることとなる期末

手当の額を超えるときは、同日に支給されるべきその者の期末手当の額は、改正後の条例第17条第2項の規定にかかわらず、その差額を改正後の条例第17条の規定により支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

- 3 前項の規定により期末手当が支給された者の平成12年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第17条第2項の規定にかかわらず、改正後の条例第17条の規定により支給されることとなる期末手当の額から前項の差額を控除した額とする。

- 4 前項の規定の適用を受けない職員の平成12年3月に支給されるべき期末手当の額については、同項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例（附則第2項が適用される期末手当については同項）の規定に基づく給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成12年12月25日条例第2号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

- 2 平成12年12月8日において改正前の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第17条の規定により支給された者の期末手当の額が改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第17条の規定によりその者が同日に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同日に支給されるべきその者の期末手当の額は、改正後の条例第17条第2項の規定にかかわらず、その差額を改正後の条例第17条の規定により支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

3 前項又は附則第5項の規定により期末手当又は勤勉手当が支給された者の平成13年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第17条第2項の規定にかかわらず、改正後の条例第17条の規定により支給されることとなる期末手当の額から前項及び附則第5項の差額の合計額を控除した額とする。

4 前項の規定の適用を受けない職員の平成13年3月に支給されるべき期末手当の額については、同項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(勤勉手当の額の特例)

5 平成12年12月8日において改正前の条例第18条の規定により支給された職員の勤勉手当の額が改正後の条例第18条の規定によりその職員が同日に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同日に支給されるべきその職員の勤勉手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定により支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

(給与の内払)

6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例（附則第2項が適用される期末手当については同項、附則第5項が適用される勤勉手当については同項）の規定に基づく給与の内払とみなす。

(規則への委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成13年12月25日条例第1号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

2 平成13年12月10日において改正前の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例第17条の規定により支給された者の期末手当の額が改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第17条に

よりその者が同日に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同日に支給されるべきその者の期末手当の額は、改正後の条例第17条第2項の規定にかかわらず、その差額を改正後の条例第17条の規定により支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

3 前項の規定により期末手当が支給された者の平成14年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第17条第2項の規定にかかわらず、改正後の条例第17条の規定により支給されることとなる期末手当の額から前項の差額を控除した額とする。

4 前項の規定の適用を受けない職員の平成14年3月に支給されるべき期末手当の額については、同項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(規則への委任)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成14年7月10日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年12月26日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第3項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(平成15年3月に支給する期末手当の額の特例)

2 平成15年3月に支給されるべき期末手当の額は、第1条の規定による改正後の条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条第2項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げ

る額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成15年3月1日（期末手当について改正後の給与条例第17条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で、平成14年4月1日から施行日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給された給与のうち給料、扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の給与条例の規定に基づく給料月額並びに扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額
(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

3 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の条例第17条第2項の規定の適用については、同条例第17条第2項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(規則への委任)

4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成15年11月28日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成15年12月に支給する期末手当（以下この項において「12月期末手当」という。）の額は、第1条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第17条第2項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。
この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日において職員が受けるべき給料、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成16年12月15日条例第2号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年11月28日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成17年12月に支給する期末手当（以下この項において「12月期末手当」という。）の額は、この条例の規定による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第17条第2項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。

る。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日において職員が受けるべき給料、扶養手当、調整手当、住居手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額
(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成18年3月22日条例第1号）

改正 平成21年5月29日条例第3号、平成21年11月30日条例第4号、平成22年11月25日条例第6号、平成23年11月28日条例第1号

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(特定の職務の級の切替え)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
(号給の切替え)
- 3 施行日の前日において京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給は、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表第2に定める号給とする。
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 4 施行日の前日から引き続き在職する職員で、その者の受ける給料月額が同日に

において受けるべき給料月額（京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年京都府自治会館管理組合条例第4号。本項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員にあっては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額（給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く）のうち、その職務の級が給与条例附則第2項に規定する職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

（平21条例4・平22条例6・平23条例1・一部改正）

- 5 前項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第16条第2項並びに第17条第5項（給与条例第18条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与条例第16条第2項並びに第17条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と前項の規定による給料の額との合計額」とする。

（平23条例1・一部改正）

（給料表の切替えに伴う経過措置の廃止等）

- 6 附則第4項の規定による差額に相当する額については、平成24年4月1日以後はその半額（その額が10,000円を超える場合にあっては10,000円）を減じた額とし、平成25年4月1日以後は支給しない。

（平23条例1・追加）

（平成22年3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例）

- 7 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第2項	4号給	3号給
第5条第3項	4号給	3号給
	2号給	1号給

(平23条例1・旧第7項繰下)

(規則への委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平23条例1・旧第7項繰下)

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

- 9 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年京都府自治会館管理組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(平21条例3・一部改正、平23条例1・旧第8項繰下)

附則別表第 1（附則第 2 項関係）

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
行政職給料表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級

附則別表第 2（附則第 3 項関係）

給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
1	3 月未満	1	21	1	1	5	1
	3 月以上 6 月未満	1	22	2	1	6	1
	6 月以上 9 月未満	1	23	3	1	7	1
	9 月以上 12 月未満	1	24	4	1	8	1
	12 月以上	1	25	5	1	9	1
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1
	3 月以上 6 月未満	2	26	6	2	10	1
	6 月以上 9 月未満	3	27	7	3	11	1

	9 月以上12月未満	4	28	8	4	12	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1
3	3 月未満	5	29	9	5	13	1
	3 月以上 6 月未満	6	30	10	6	14	2
	6 月以上 9 月未満	7	31	11	7	15	3
	9 月以上12月未満	8	32	12	8	16	4
	12月以上	9	33	13	9	17	5
4	3 月未満	9	33	13	9	17	5
	3 月以上 6 月未満	10	34	14	10	18	6
	6 月以上 9 月未満	11	35	15	11	19	7
	9 月以上12月未満	12	36	16	12	20	8
	12月以上	13	37	17	13	21	9
5	3 月未満	13	37	17	13	21	9
	3 月以上 6 月未満	14	38	18	14	22	10
	6 月以上 9 月未満	15	39	19	15	23	11
	9 月以上12月未満	16	40	20	16	24	12
	12月以上	17	41	21	17	25	13
6	3 月未満	17	41	21	17	25	13
	3 月以上 6 月未満	18	42	22	18	26	14
	6 月以上 9 月未満	19	43	23	19	27	15
	9 月以上12月未満	20	44	24	20	28	16
	12月以上	21	45	25	21	29	17
7	3 月未満	21	45	25	21	29	17
	3 月以上 6 月未満	22	46	26	22	30	18
	6 月以上 9 月未満	23	47	27	23	31	19
	9 月以上12月未満	24	48	28	24	32	20
	12月以上	25	49	29	25	33	21
8	3 月未満	25	49	29	25	33	21
	3 月以上 6 月未満	26	50	30	26	34	22
	6 月以上 9 月未満	27	51	31	27	35	23
	9 月以上12月未満	28	52	32	28	36	24
	12月以上	29	53	33	29	37	25

9	3 月未満	29	53	33	29	37	25
	3 月以上 6 月未満	29	54	34	30	38	26
	6 月以上 9 月未満	30	55	35	31	39	27
	9 月以上12月未満	30	56	36	32	40	28
	12月以上	31	57	37	33	41	29
10	3 月未満	31	57	37	33	41	29
	3 月以上 6 月未満	31	58	38	34	42	30
	6 月以上 9 月未満	32	59	39	35	43	31
	9 月以上12月未満	32	60	40	36	44	32
	12月以上	33	61	41	37	45	33
11	3 月未満	33	61	41	37	45	33
	3 月以上 6 月未満	33	62	42	38	46	34
	6 月以上 9 月未満	33	63	43	39	47	35
	9 月以上12月未満	34	64	44	40	48	36
	12月以上	34	65	45	41	49	37
12	3 月未満	34	65	45	41	49	37
	3 月以上 6 月未満	34	66	46	42	50	38
	6 月以上 9 月未満	35	67	47	43	51	39
	9 月以上12月未満	35	68	48	44	52	40
	12月以上	35	69	49	45	53	41
13	3 月未満	35	69	49	45	53	41
	3 月以上 6 月未満	36	70	50	46	54	42
	6 月以上 9 月未満	36	71	51	47	55	43
	9 月以上12月未満	36	72	52	48	56	44
	12月以上	37	73	53	49	57	45
14	3 月未満	37	73	53	49	57	45
	3 月以上 6 月未満	37	74	54	49	58	46
	6 月以上 9 月未満	37	75	55	50	59	47
	9 月以上12月未満	37	76	56	50	60	48
	12月以上	38	77	57	51	61	49
15	3 月未満	38	77	57	51	61	49
	3 月以上 6 月未満	38	78	58	51	62	50

	6 月以上 9 月未満	38	79	59	52	63	51
	9 月以上12月未満	38	80	60	52	64	52
	12月以上	39	81	61	53	65	53

附 則（平成19年12月25日条例第 3 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成20年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（改正後の条例第18条第 2 項第 1 号の規定を除く。）は平成19年 4 月 1 日から、改正後の条例第18条第 2 項第 1 号の規定は平成19年12月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成20年 3 月10日条例第 1 号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 5 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、平成21年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 5 月29日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月30日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第 2 条及び第 5 条の規定は、平成22年 4

月 1 日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第23条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例第22条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であってその職務の級及び号給が次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれら職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象外職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号給
1 級	1 号給から56号給まで
2 級	1 号給から24号給まで
3 級	1 号給から 8 号給まで

- (2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額
(規則への委任)

- 3 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成22年3月1日条例第1号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日条例第3号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成22年11月25日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条、附則第5項及び附則第6項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第23条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項若しくは附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（以下この号及び附則第4項から第6項において「給与条例」という。）第22条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条例附則第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定を受けず、かつ、京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例（平成18年 3 月31日条例第 3 号）附則第 4 項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれら職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

職務の級	号給
1 級	1 号給から93号給まで
2 級	1 号給から64号給まで
3 級	1 号給から48号給まで
4 級	1 号給から32号給まで
5 級	1 号給から24号給まで
6 級	1 号給から16号給まで

- (2) 平成22年 6 月 1 日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

（平成22年 4 月 1 日前に55歳に達した職員に関する読替え）

- 3 平成22年 4 月 1 日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第 2 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年条例第 6 号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

（給与条例附則第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

- 4 給与条例第 4 条の 2 第 3 項に規定する育児短時間勤務職員等に対する附則第 2 項第 1 号、第 4 号及び第 5 号の規定の適用については、同項第 1 号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額（」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（」と、同項第 4 号及び

第5号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

(平成23年4月1日における号給の調整)

5 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において給与条例第5条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

6 給与条例第4条の2第3項に規定する育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(規則への委任)

7 附則第2項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成23年11月28日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第3条及び附則第3項、第4項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第23条第1項から第3項まで、若しくは第5項若しくは第6項又は附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基

準額」という。) から次に掲げる額の合計額 (以下この項において「調整額」という。) に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日 (同月2日から同年12月1日までの間に職員 (給与条例第22条に規定する職員を除く。以下この号において同じ。) 以外の者又は職員であって給料表の職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの (京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成18年条例第1号。以下附則第4項において「改正条例」という。) 附則第4項の規定の適用を受けない職員に限る。) からこれら職員以外の職員 (以下この項において「減額改定対象職員」という。) となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日) において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

職務の級	号給
1 級	1 号給から93号給まで
2 級	1 号給から76号給まで
3 級	1 号給から60号給まで
4 級	1 号給から44号給まで
5 級	1 号給から36号給まで
6 級	1 号給から28号給まで

- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額
(平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整)

- 3 平成24年4月1日において42歳に満たない職員 (同日においてその職務の級における最高の号給を受ける職員 (以下「除外職員」という。) である者を除く。) のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日における昇給その他の号給の決定の状況 (以下この項及び次項において「調整考慮事項」という。) を考慮して調整の必要があるものとして管理者が定める職員

の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（同日において36歳に満たない職員（同日において除外職員である者を除く）であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして管理者が定める職員にあつては、2号給）上位の号給とする。

4 平成25年4月1日において改正条例の規定による号給に関する状況を考慮して管理者が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く）のうち、当該職員の調整考慮事項及び前項の規定による号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして管理者が定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

5 給与条例第4条の2第3項に規定する育児短時間勤務職員等に対する前2項の規定の適用については、同項中「とする。」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。」とする。

（規則への委任）

6 附則第2項から前項に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は規則で定める。

附 則（平成26年12月19日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の京

都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 4 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)附則第2項に規定する職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 前2項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第17条第5項(給与条例第18条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与条例第17条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年条例第2号)附則第5項及び第6項の規定による給料の額との合計額」とする。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

- 8 平成27年3月31日までの間における給与条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「3号給」とする。

(規則への委任)

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成28年2月26日条例第1号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日条例第3号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)並びに第2条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例(第4項において「改正後の副管理者給与条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年条例第2号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第5項の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第5項の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成28年12月21日条例第4号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）並びに第2条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例（第4項において「改正後の副管理者給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第2号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第5項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成29年12月25日条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）並びに第2条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例（第4項において「改正後の副管理者給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第2号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第5項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（規則への委任）

- 5 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成30年12月21日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）及び第2条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例（第4項において「改正後の副管理者給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例を適用する場合には、第1条の規定による改正前の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和元年12月23日条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）及び第2条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例（第4項において「改正後の副管理者給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例を適用する場合には、第1条の規定による改正前の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

5 第3条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例第10条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例第10条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第3条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例第10条第1項に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第3条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例第10条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

6 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

7 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和2年2月19日条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月27日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例(第1号ロにおいて「新給与条例」という。)第17条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第17条第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じ

た額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める場合

イ ロに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

ロ 新給与条例第17条第2項に規定する管理職員のうち規則で定める者（次号ロにおいて「特定管理職員」という。） 107.5分の15

- (2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ ロに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

ロ 特定管理職員 62.5分の10

- 3 この条例に施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和4年12月19日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第13条第3項及び第18条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。なお、同条の規定（給与条例第18条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例及び第2条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例（以下「副管理者給与条例」という。）第4項において同じ。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和5年2月27日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の規定による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第2項から第9項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 4 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条の2の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、京都府自治会館管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 6 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条の2の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、この条例の規定による改正後の京都府自治会館管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間

で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 7 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第11条及び第12条の規定を適用する。
- 8 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第17条第3項の規定を適用する。
- 9 改正後の給与条例第18条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 10 改正後の給与条例第4条、第8条、第10条並びに改正後の給与条例第3条第2項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 11 第3項から前項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和5年12月18日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条第2項及び第3項並びに第18条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。なお、同条の規定（給与条例第17条第2項及び第3項並びに第18条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和6年12月19日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例(附則第3項において「改正後の給与条例」という。)の規定及び第2条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例(附則第4項において「改正後の副管理者給与条例」という。)は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和7年2月21日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第17条の2及び第17条の3の規定は、令和7年6月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

4 切替日から令和8年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後の給与条例第9条の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の9を乗じて得た額とする。

（規則への委任）

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

（別表の適用を受ける職員の新号給）

旧号給	職 務 の 級			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1

12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49

62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			

112	108			
113	109			

別表第 1（第 3 条関係）（令 7 条例 1 ・全改）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700

25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	239,900	274,600	314,400	361,800	380,300	407,800
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500

	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
	86	256,000	297,100	346,000			
	87	256,300	297,400	346,400			
	88	256,600	297,700	346,800			

89	256,900	298,000	347,000
90	257,200	298,300	347,400
91	257,500	298,600	347,800
92	257,800	299,000	348,200
93	258,100	299,200	348,400
94		299,400	348,800
95		299,700	349,200
96		300,100	349,500
97		300,300	349,800
98		300,600	350,200
99		301,000	350,600
100		301,400	351,000
101		301,600	351,500
102		301,900	351,900
103		302,200	352,300
104		302,500	352,700
105		302,700	353,200
106		303,000	353,600
107		303,300	353,900
108		303,600	354,200
109		303,800	354,700
110		304,200	
111		304,600	
112		304,900	
113		305,100	
114		305,300	
115		305,600	
116		306,000	
117		306,200	
118		306,400	
119		306,700	
120		307,000	

	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

別表第2（第3条関係）（平28条例3・追加）

級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う主事の職務
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
3 級	1 係長の職務 2 主査の職務
4 級	課長補佐の職務
5 級	課長の職務
6 級	1 事務局長の職務 2 次長の職務 3 理事の職務